

執筆者:

[E-mail](#) [湯川 雄介](#)

[E-mail](#) [鈴木 健文](#)

[E-mail](#) [チーチャンニェイン](#)

※ 本ニューズレターは、2022年9月8日現在の情報に基づいています。

[2022年8月30日付のニューズレター](#)（「8月30日号」）では、Directorate of Investment and Company Administration(DICA)より、2022年9月1日より、倒産法に基づき、以下のフォームが Myanmar Companies Online(「MyCO」)により利用可能となるとのアナウンスメントが発出されたことを速報としてお伝えしましたが、9月1日から MyCO 上において実際に申請が開始できるようになった模様であり、今般、当該フォームが一般に公開されたので続報としてお伝えします。

- ・ Form W-01 (会社の清算人の選任通知)
 - ・ Form W-09 (清算人による会社の清算に係る最終アカウント)
1. Form W-01 (会社の清算人の選任通知)
Form W-01 では、概要として以下の内容を記載して提出することが求められています。
 - (1) 関連会社の情報
 - (i) 会社名
 - (ii) 登録番号
 - (2) 清算人の情報
 - (i) 氏名
 - (ii) Insolvency practitioner 登録番号
 - (iii) メールアドレス
 - (iv) 電話番号
 - (v) 国籍
 - (vi) NRC/パスポート番号
 - (vii) 住所
 - (3) 選任日
 - (4) 選任の背景事情
 - (i) 清算人選任の根拠(以下から選択)
 - ・ 株主主導型として株主総会で選任
 - ・ 債権者主導型として債権者集会で選任
 - ・ 債権者主導型であるものの、債権者集会で選任されなかったため会社が選任
 - ・ 裁判所主導型による裁判所の命令
 - ・ 暫定清算人(Provisional liquidator)を選任する裁判所の命令
 - ・ 公式管財人(Official Receiver)の倒産法 168 条(a)(ii)による選任
 - ・ 公式管財人(Official Receiver)の倒産法 169 条(a)(ii)による選任
 - ・ 清算人欠員時の補充
 - (ii) 株主主導型の場合における根拠(会社の存続期間終了に伴う株主総会普通決議による清算か、その他一般的な場合における株主総会特別決議による清算か)
 - (iii) 公開会社/公開会社の子会社かどうか

- (5) 裁判所主導型の場合、裁判所の命令発令日
- (6) 株主主導型の場合、取締役が会社の債務を1年以内に完済できると判断した旨の宣言
- (7) その他 Insolvency practitioner に関する情報
 - (i) 2名以上の選任の有無
 - (ii) 2名以上選任の場合、独立した権限があるか、共同権限のみか
 - (iii) 他の Insolvency practitioner の情報(氏名等)
- (8) (2)に記載された清算人による署名

また、Form W-01 では、次の資料を併せて提出することが求められています。

- A. 倒産規則添付のフォームに従った清算人の就任承諾書の写し
- B. 株主主導型の場合、取締役が会社の債務を1年以内に完済できると判断した旨の宣言の写し
- C. 株主主導型において公開会社/公開会社の子会社である場合、監査人による報告書の写し
- D. 裁判所の命令の写し

かかるフォームの提出が認められるようになったものの、Insolvency practitioner(「IP」)は、未だ明確には認定されていない状況にあり、8月30日号で報告した「法律上は委員会によるIPの認定が必要であるため、上記手続の法律上の要求等との関連性等をどのように整理するかについては、委員会の判断を待つ必要がある」と考えられ、実務的にも、Insolvency practitioner 登録番号(強制記入項目)の入力が必要であって、なお状況を見守る必要があると考えられます。

- 2. Form W-09 (清算人による会社の清算に係る最終アカウント)
 - Form W-09 では、概要として以下の内容を記載して提出することが求められています。
 - (1) 関連会社の情報 (内容は Form W-01 と同様)
 - (2) 清算人の情報 (内容は Form W-01 と同様)
 - (3) 最終決算報告書にかかる最終株主総会/最終債権者集会の日付
 - (4) 上記総会/集会で定足数が満たされていたかどうか
 - (5) 清算人の署名

また、Form W-09 では、次の資料を併せて提出することが求められています。

- A. 清算決算報告書の写し
- B. 最終株主総会/最終債権者集会の議事録の写し
- C. Internal Revenue Department による tax clearance letter の写し
- D. 定足数を満たさなかった場合における定足数不足の確認書

かかるフォームの提出が認められるようになったものの、そもそも IP の選任との関係が不明確という問題があり、引き続き状況を見守る必要があると考えられます。

当事務所弁護士がメンバーとなっているミャンマー倒産実務家協会(Myanmar Association of Insolvency Practitioners(MAIP))において当初に議論されていたところによれば、IP の資格者はミャンマー人のみとすることが想定されていたようですが、当事務所では、当事務所の弁護士など外国専門家も MAIP のメンバーになっており、そうした外国専門家が IP に就任する必要性もあり得る旨を説いていたところ、両フォームとも外国人が清算人に就任することを想定した規定が設けられており、外国専門家による IP 就任の必要性が認識されたものと考えられます。ただし、いつから実際に外国専門家を IP として認めるのかどうかについては、不明確な状況です。

当事務所においては、日本における倒産実務経験の豊富な弁護士と、MAIP 等へのネットワークを有する弁護士とが両輪となり、引き続き状況を注視すると共に、清算を含む各種の事業上の選択肢をご検討の企業の皆様のご支援をして参ります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 